

地方公共団体の受援体制に関する検討会（第2回）議事概要

1. 検討会の概要

日 時：平成28年11月14日（月）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎8号館5階 共用B会議室

出席者：木村座長代理、宇田川委員、小川委員、荻澤委員、小野委員、高見委員、
紅谷委員、細貝委員、丸尾委員、明城委員

加藤統括官、緒方審議官、米津参事官、金谷企画官、大山参事官補佐
【プレゼンター、敬称略】谷史郎（総務省）、小岩真之（環境省）

2. 議事概要

事務局説明及び事例紹介の後、質疑応答を交え意見交換を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

（1）受援計画策定ガイドラインの構成イメージについて

- タイムラインを意識した内容に加えて、これまでの災害事例を参考にして業務のボリュームや波動についてもイメージできる内容にするべきではないか。
- 業務の標準化、運用ルールの統一化を図り、被災自治体と応援自治体が共通の枠組みを持つことが必要ではないか。
- 応援受援の全体像について、都道府県を通じて、政府において把握できる仕組みを構築するするとともに、マスコミへも情報提供できる仕組みをガイドラインに盛り込むべきではないか。
- 応援が必要となる業務は、過去事例にもあるとおり、避難所運営、被害認定・罹災証明書発行、廃棄物処理、保健衛生など多岐にわたり、人員の必要量もフェーズごとに時々刻々と変化していることから、このようなことを理解して準備しておく必要があるのではないか。
- 応援要請について、組織のトップが早期に判断し、判断結果を組織全体に速やかに浸透させるべきであることをガイドラインに示しておくべきではないか。
- 応援の判断が遅れると災害対応が次々と遅れてしまうため、基本的な考え方として、躊躇せずに早期に応援要請するべきではないか。

（2）都道府県及び市町村の役割・機能について

- 災害対応業務について、都道府県と市町村では大きく異なるため、被災した場合の当該市町村と都道府県の役割や関係性について、ガイドラインに盛り込むべきではないか。

- 市町村を跨ぐ資源の広域調整は、被災した個々の市町村では対応が困難であるため、都道府県の役割に位置づけ、明確にするべきではないか。
- 自治体の規模により組織体制や指揮命令等に違いがあるため、受援班の調整業務や対象業務については、自治体の規模に応じた柔軟な書き方としたほうがよいのではないか。
- 小規模自治体は、受援計画を策定しても、災害時に組織立って機能することは難しいのではないか。
- 災害経験者は貴重な資源であり、特にマネジメント能力を有する人材は特に有用であるため、災害時に即座に活用できるよう、国や自治体は把握し、管理しておくべきではないか。

(3) 受援班の位置づけ・役割等について

- 受援調整機能は、首長から直接委任、権限移譲があつて初めて力を発揮するものであるため、災害対策本部における位置づけと権限を明確にするべきではないか。
- 受援班が実施すべき調整業務は避難所運営や罹災証明書発行等の災害時限定の業務とし、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野（上下水道、保健師、学校等の応援）については担当する原課に任せることに整理し、その旨をガイドラインに示しておく必要があるのではないか。
- 人、物、ボランティア等の受援は非常に範囲が広いため、受入れ内容に応じて担当部門で個別調整した方がよいのか、それとも応援受入れの窓口で一元的に調整までした方がよいのか、情報だけ一元的に管理すればよいのかなど、受援班の役割を整理しイメージを共有する必要があるのではないか。
- 自治体の規模により組織体制や指揮命令等に違いがあるため、受援班の調整業務や対象業務については、自治体の規模に応じた柔軟な書き方としたほうがよいのではないか。
- 資源管理を実現する運営体制にするためには、災害対策本部における明確な受援機能の位置づけ、受援業務の明確化、資源情報のフォーマットの統一・共有化が重要ではないか。
- 人的受入れについては、各部署の全部のニーズを聞いて、総体として受援班において業務別の部署が求める必要な人的要請を最終調整し、外部へ派遣要請するのがよいのではないか。
- 人的資源・物的資源情報を一元的に電子化し、管理する専従者と仕組みが必要ではないか。情報を一元化、可視化することで円滑な応援要請や適正な会計処理につながるのではないか。
- 受援班は、都道府県が担うことで円滑に機能した事例もあることから、必ずしも被災市町村による運営に限定する必要はないのではないか。

- 受援班の役割について、人的・物的応援に関する調整に加えて、被災者支援全般に関する調整も役割としてあるとよいのではないか。

(4) 物的資源の受入れについて

- 施設もしくは空間の資源の管理についても管理しておかないと、必要以上の資源を受入れ、混乱が生じることを認識しておくべきではないか。
- 物的資源について、物流事業者の活用にあたっては、分量、形状、荷姿という情報を明確にし、判断基準を設定するべきではないか。
- 物的資源については、被災者向けのいわゆる救援物資と、災害対応にあたる行政機関など向けの資機材に分けて整理してはどうか。前者は救援物資を処理する担当班が設けられることが通常と思われるが、後者にあたる、電源車など複数の部署が共通して必要とする資機材については、担当班ではなく、総合的な受援担当班で調整することとしてはどうか。

(5) その他

- 宿泊場所などのロジスティックや費用負担について、整理しないまま応援に来ると混乱が起きるため、あらかじめ定めておくべきではないか。
- 各自治体は、自治体間や民間企業と協定を締結しているが、具体的に何をするのか明確に定まっていない箇所があり、内容を詰めておくことが必要ではないか。

以上